

近畿地方測量部の取り組み

国土地理院は、地理空間情報活用推進基本法及び地理空間情報活用推進基本計画等を踏まえつつ、測量法に基づき公共測量への適切な助言・指導及び基盤地図情報整備等の基本測量に取り組んでいます。

今年度、近畿地方測量部（以下、「当部」という。）で実施している事業等についてご紹介します。

1) 公共測量の適正な実施に向けて

測量法の目的は、「測量の正確さを確保し、その精度の向上を図ること、さらに、測量の成果を広く利用させることによって測量の重複を除くこと」等にありま。従って、測量法には、国若しくは公共団体等が行う公共測量の実施にあたっては、国土地理院長にあらかじめ計画書を提出し技術的助言を求めなければならない（測量法第36条）等の必要な手続を定めています。

当部では、公共団体において測量法を遵守し公共測量が適正に実施されるよう府県の測量担当課長で構成する「近畿ブロック測量担当課長会議」や、府県と協力しつつ各府県において市町村との「測量担当者会議」を開催しています。この会議では、「平成21年度の公共測量成果の写しの提出」「平成22年度の公共測量の実施計画書の提出」「作業規程の準則に準じた作業規程への変更申請」を求めた他、公共測量に関する情報提供や意見交換を議事として行いました。

さらに、その後の公共団体の公共測量の手続状況を勘案し、市町村に赴き公共測量に該当する業務の有無などの状況を確認する業務ヒアリング調査を実施しています。

測量法に定める手続などについては、国土地

理院の公共測量のホームページには、「公共測量と法令遵守」など手引きを掲載しておりますので、この機会にご覧いただき、公共測量の適正な実施の参考として下さい。

公共測量HPアドレス

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/public.html>

2) 三角点の標高改正について

一・二・三等三角点の標高は、明治から大正にかけて行った三等三角測量において近傍の水準点の標高から決定されており、多くの三角点は、設置当時の水準点標高に基づいたままの値となっており、地殻変動等の影響により水準点の標高と乖離が生じています。

国土地理院では、全国で約10万点の三角点について、これまでに蓄積された三角測量やGPS測量の観測値等を用いて標高成果の改算を進めています。

大阪府・奈良県・和歌山県内にある三角点の標高成果は、平成21年4月に改正しました。従って、この地域にある公共基準点は、基本測量成果との整合を図るため国土地理院が提供する補正パラメータにより補正する等公共測量を実施する際に処置が必要な場合があります。公共測量の実施計画を作成する際には、使用する公共基準点の平均図などの情報を整理のうえ、公共測量の担当者へご相談下さい。

なお、滋賀県・京都府・兵庫県内の三角点の標高改正は、平成23年度に計算を行い、平成24年度にその成果を公表する計画です。

3) 近畿地方6府県における基盤地図情報の提供状況

平成22年12月1日現在の国土地理院が提供している当部管内の基盤地図情報(2500レベル)は、下図のとおりです。平成23年度までには都市計画区域について概成する予定であり、現在の状況は、都市計画区域のある85市町について提供しています。

平成22年度からは基盤地図情報の更新作業も実施しています。

4) 補助基準点測量について

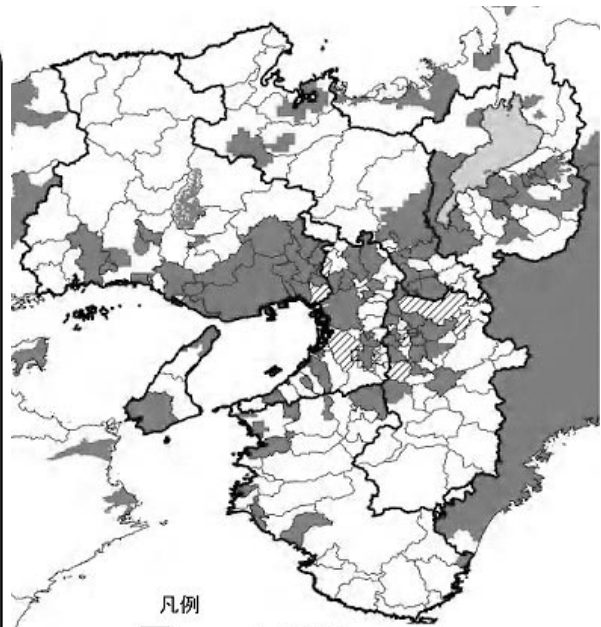
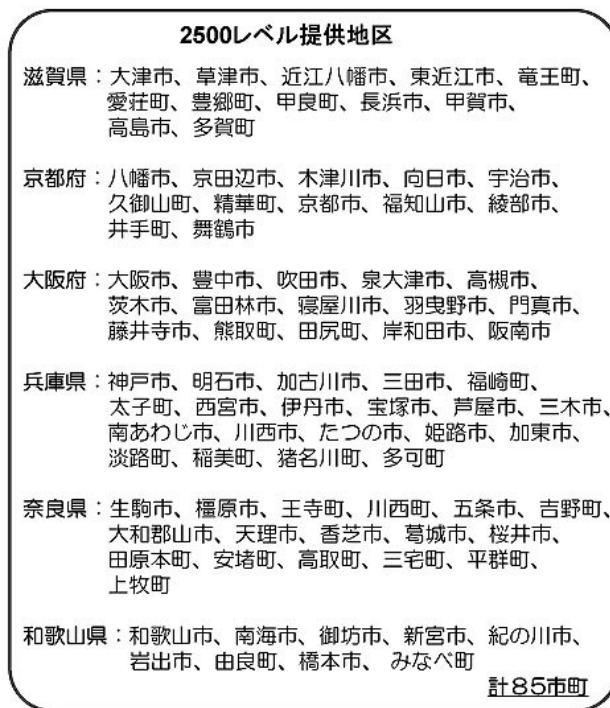
国土調査を所管する国土交通省土地・水資源局国土調査課(以下「国土調査課」という。)では、地籍調査の一層の促進を図るため、基準点測量基礎計画や基準点測量作業規程準則等の所要の改正を行い(公布・施行日7月29日)、国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点(四等三角点)を補完する「補助基準点」の設置を

行うこととしています。

国土調査課によると、この補助基準点は、国土調査事業十箇年計画期間中に地籍調査を実施する予定のある人口集中地域(DID)の周辺部の宅地もしくは街区基準点がない地域であって、実施の要件を満たす地方公共団体に設置するとしています。

補助基準点測量は、測量法に定める測量計画機関は国土調査課とし、測量に関する計画者として国土地理院が実施しますが、地方公共団体の設置要望を踏まえつつ設置することになります。

また、補助基準点測量は、公共基準点3級相当で概ね200m間隔に設置し、観測はトータルステーションによる他、GPS測量機を用いて行うと作業規程には定めていますが、観測の標準はネットワーク型RTK-GPS法とする作業です。平成22年度は、全国(9市2町)に233点を設置する計画で、当部では兵庫県明石市に2点、芦屋市に10点を設置しています。



25000レベルは、全国を提供中

H22.12.1 現在

5) 平成22年度優良業務表彰

国土地理院は、測量の技術の向上及び円滑な事業の推進に資することを目的に国土地理院が発注した測量業務から特に優れた成績を収めた測量業者を表彰する制度を設けています。

平成22年度の優良業務表彰は、平成21年度の測量業務から国土地理院長賞に5社を、地方測量部長賞に当部の外3つの地方測量部において合計4社をそれぞれ表彰しました。当部管内の業務を実施し表彰された測量業者は下表のとおりです。

表彰された測量業者は、国土地理院が発注する業務において入札参加者を選定する際の評価において加点することとなります。

平成22年度優良業務表彰

	業 者 名	業 務 名
国土地理院長賞	株式会社ジオテクノ関西	電子国土基本図(地図情報)修正(登山道調査)
近畿地方測量部長賞	本州コンサルタント株式会社	都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)



(提供：豊田氏)

6) 「精密地形データ活用セミナー」開催のご案内

国土地理院では、航空レーザ測量を活用した精密地形データの整備・提供を進めております。平成22年8月には神戸地区の精密地形データを基盤地図情報(標高)、「数値地図5mメッシュ(標高)」として提供しています。

このたび、航空レーザ測量成果の活用を推進するため、「精密地形データ活用セミナー」を神戸市で開催することになりました。

【開催日時】2月23日(水)13時～16時

【開催場所】三宮研修センター

(神戸市中央区八幡通4丁目2-12)

今回のセミナーでは、精密地形データを用いた防災等における活用事例や更なる可能性などについて紹介をいたします。

セミナーへ参加希望される場合は国土地理院地理調査部社会地理課先まで電子メールまたは電話によりお申し込み下さい。

申込先

(電子メール)

laser@gsi.go.jp

(電話) 029-864-6396

終わりに

ご紹介しましたとおり、当部は測量法に基づき公共測量等行政や基盤地図情報整備等の事業を行っています。

国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現するためには、GIS等により地理空間情報を高度に活用する測量技術が必要となります。

測量技術者は、地理空間情報活用社会に対応できる測量技術を維持するとともに、新しい技術を取り入れつつ、社会に貢献することが求められます。